令和８年８月３１日

稲沢市長　加藤錠司郎　様

稲沢市水道料金等審議会
会　長

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の適正化について（答申）

令和７年１２月１日付け７稲水業第１７１号にて諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、稲沢市水道料金等審議会条例第３条の規定により、別紙のとおり答申します。

答　申　書

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料
及びコミュニティ・プラント施設使用料の適正化について

令和８年８月３１日

稲沢市水道料金等審議会

１　答申

稲沢市の水道事業は、近年の人口減少や節水機器の普及、また大口使用者の使用水量の減少などにより給水収益の減少が見込まれる。一方で、積極的に取り組んでいる基幹管路などの耐震化により、耐震管率は県内で高い水準を維持しているものの、今後は老朽管更新費用、水道施設の維持管理費や昨今の物価高騰による影響により費用は増加していくことが見込まれることから、今後の事業経営がますます厳しい状況となり、ライフラインの維持が困難になると予測される。

このような状況を総合的に勘案すると、将来の更新投資などに対しても、市民生活の根幹を支える重要なライフラインである水道を安定的に供給できるように、市民生活及び社会経済への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないよう健全な財政基盤を早期に確立する必要がある。

稲沢市の下水道事業は、公共下水道の整備予定区域が概成を迎えつつあり、今後はストックマネジメント計画を基に、下水道施設の維持管理に移行していくこととなる。一方で、農業集落排水及びコミュニティ・プラントについては、施設の老朽化が進んでおり、今後、公共下水道への編入により、改築更新費の削減や維持管理費の低減を進めていく計画である。

また、下水道に係る費用のうち一定のものは、公費負担として認められているものの、公共下水道事業をはじめとする各下水道事業は、いずれも現行の使用料収入では汚水処理費用が賄えておらず、不足分を整備区域外の市民も負担する一般会計からの多額の基準外繰入金によって運営を維持しており、中でも農業集落排水ではその傾向がより顕著である。

これらに加え、水道事業と同様に人口減少や物価高騰等による影響により、更なる資金不足に陥る懸念もあることから、早晩、事業運営に支障をきたす事態になることが予想されるとともに、各事業間の公平性や下水道整備区域外の市民との公平性にも疑念が残るところである。

よって、上下水道事業のサービスに対し、市民が納得できる適正な市民負担をしていただくことで、健全な財政基盤の確立と負担の公平性を確保していくことが必要である。

このように稲沢市の上下水道事業の現状及び将来予測を検討した結果、市民に一定の負担増をお願いすることとなるが、将来にわたって安全・安心なライフラインを維持・提供していくためには、水道料金は平均 13.3%の料金改定が必要

であり、また、下水道使用料については、料金を統一するとともに、一般会計からの基準外繰入の削減を実現できる料金設定にする必要があるとの結論に至った。

2　水道料金の改定

（１）料金算定期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

（２）料金水準

公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき算定し、令和 7 年 2 月に策定した「稲沢市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）で示している四つの指標「収益的収支の黒字」、「内部留保資金 12 億円程度の確保」、「料金回収率 100％以上」、「企業債残高対給水収益比率 230％程度」を満たすことを目標として審議した結果、平均改定率 13.3％の値上げを基本とすることが妥当であると判断する。

なお、料金改定時期については、十分な周知期間を設ける必要があるため、令和 9 年 10 月 1 日以降のできるだけ早い時期が妥当であると判断する。

（３）料金体系

水道料金は、料金算定期間の総括原価を需要家費、固定費、変動費の各個別費用から配分・配賦し、基本料金と従量料金に区分するのが一般原則である。

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく発生する費用（人件費、検針費用、施設の減価償却費など）を賄うものであり、従量料金は、使用水量に応じて発生する費用（薬品費や電気代など）を賄うものである。この料金体系は、公平性が保たれ、各費用を個々の料金によって回収できる利点があり、合理的な料金体系であると考える。

このため、現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制を引き続き採用することが妥当である。

①基本料金

基本料金は、使用水量の多少にかかわらず、施設の維持管理に必要な固定費を賄うものであり、現行の料金体系では基本料金が占める割合は約 32％と、

固定費を十分に回収できていない状況である。

今回の料金改定では、施設能力に見合った適正な費用配分が可能となる「施設利用率」を配分基準とし、基本料金が占める割合を 42.3%とする目標を掲げ、口径 13 ミリの基本料金を月額 1,000 円（消費税及び地方消費税は除く）とし、他の口径の基本料金は、口径 13 ミリの基本料金を基準とし新規給水負担金の口径別比率とすることが妥当であると判断する。

②従量料金

従量料金は、使用水量が増えるほど単価が高くなる「逓増料金制」、使用水量が増えるほど単価が低くなる「逓減料金制」、使用水量にかかわらず同一単価の「均一料金制」に区分され、現行の料金体系では逓増料金制を採用している。

算定要領では、均一料金制が原則とされているが、逓増料金制は、限りある資源である水の使用を抑制し、生活用水をできるだけ安く供給することを目的に考えられた制度であり、一般家庭などが、低廉かつ安定的に水道を利用できるよう、引き続き逓増料金制を採用するのが妥当である。

今後の使用水量見込みは、大口使用者による使用水量の減少、単身世帯や核家族化の増加などにより、高単価の水量帯が減少し、低単価の水量帯の割合が増加する見込みである。

よって、今回の料金改定では、使用水量の多少に左右されにくい安定的な事業継続、負担の公平性を考慮し、また、逓増度の緩和を図るため、全ての水量区分において一律 5 円（消費税及び地方消費税は除く）引き上げるのが妥当であると判断する。

③資産維持率

本審議会では、将来にわたる施設更新に備えるための資産維持費の算定に用いる資産維持率についても審議を行った。

資産維持率は、算定要領では 3%を標準としつつ、「各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適切な水準になるように決定するものとする。」とされている。

資産維持率 3%として資産維持費を総括原価に含めた場合、平均改定率 61.7%と極めて高くなり、使用者に対して大きな負担を強いる結果となること

が判明した。そのため、審議会としては「持続可能な経営の確保」と「使用者負担の激変緩和」を図る観点から、中長期的な計画である経営戦略における収支計画の必要経費から水道料金を算定するべきであると結論づけた。

水道料金体系

（1か月あたり、消費税及び地方消費税別）

基本料金		従量料金（1㎥につき）		
口径	金額	水量区分		金額
13mm	1,000円	一般用	1㎥～10㎥	65円
20mm	2,000円		11㎥～20㎥	105円
25mm	4,000円		21㎥～30㎥	155円
40mm	10,000円		31㎥～40㎥	215円
50mm	15,000円		41㎥以上	275円
75mm	35,000円	湯屋用	100㎥まで（基本料金）	6,500円
100mm	60,000円		101㎥以上	90円
150mm	140,000円	臨時用		460円

（参考）

新規給水負担金（消費税及び地方消費税別）

口径	金額	比率
13mm	70,000円	1
20mm	140,000円	2
25mm	280,000円	4
40mm	700,000円	10
50mm	1,050,000円	15
75mm	2,450,000円	35
100mm	4,200,000円	60
150mm	9,800,000円	140

3　下水道使用料、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の改定

（１）料金算定期間

令和９年度から令和 13 年度までの５年間

（２）使用料の統一

現在、稲沢市の下水道事業には公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の三つの事業と四つの使用料体系が存在しているが、各事業とも「汚水を処理する」という目的は同じであり、使用者が同じ利益を享受していることから、下水道使用者の不公平感の解消を図るため、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの使用料については、市民への影響の大きさを考慮すると、目標とする使用料の条件に最も近く、使用者の大部分を占める公共下水道を基本として統一することが妥当である。

（３）基本水量の廃止

基本水量制とは、公衆衛生の向上という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して生活に必要な水の使用を促進するために導入された制度である。

稲沢市では、公共下水道及び農業集落排水の一部（稲沢・祖父江）で１か月当たり 10 ㎥を付与しているが、その範囲内における使用者間の負担の公平性を確保する観点から廃止し、新たに排水量区分に応じた単価を設定する。

また、使用量が少ない方への影響を考慮し、累進性を維持した単価を設定するとともに、基本料金を現在の 1,100 円から 900 円に引き下げることが妥当であると判断する。

（４）料金改定

県内でも上位に位置する使用料累進最大単価 250 円は据え置きとし、国の定める適正な使用料単価 150 円/㎥を目指し、平均改定率を約 6%（公共下水道事業）とすることで、一般会計からの基準外繰入を削減することが妥当であると判断する。

また、農業集落排水を利用している大口事業者については、改定率が 30%以上と大きくなることから、2 年程度の激変緩和措置を講じることが妥当である。

なお、料金改定時期については、水道料金の改定と同時期に改定をすることは、使用者に大きな負担がかかることから、負担を緩和するため、水道料金の改定から 1 年後の令和 10 年 10 月 1 日以降のできるだけ早い時期が妥当であると判断する。

使用料体系

（1か月あたり、消費税及び地方消費税別）

公共下水道

種別	基本料金		超過料金(1㎥につき)	
	排水量	金額	排水量区分	金額
一般用		900円	1㎥～ 10㎥	40円
			11㎥～ 20㎥	110円
			21㎥～ 30㎥	140円
			31㎥～ 50㎥	160円
			51㎥～100㎥	180円
			101㎥～500㎥	210円
			501㎥以上	250円
湯屋用	100㎥まで	4,500円	101㎥以上	70円
一時使用			1㎥につき	300円

農業集落排水、コミュニティ・プラント

種別	基本料金		超過料金(1㎥につき)	
	排水量	金額	排水量区分	金額
一般用		900円	1㎥～ 10㎥	40円
			11㎥～ 20㎥	110円
			21㎥～ 30㎥	140円
			31㎥～ 50㎥	160円
			51㎥～100㎥	180円
			101㎥～500㎥	210円
			501㎥以上	250円

ただし、農業集落排水の一般用501㎥以上の区分については、
令和12年9月30日まで220円とする。

4　附帯意見

（１）災害に強い施設の構築

近年、全国各地で頻発する大規模地震の教訓を踏まえ、災害時であっても市民の命と生活を守るため、「地震に強い上下水道のインフラ構築」に向けた取組を継続すること。

（２）経営の効率化

事業の健全な経営を維持するためには、料金改定によるものだけでなく、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、経費の削減、施設の機能統合の検討など、徹底した経営努力に努めること。

また、料金改定後の経営状況について、定期的に点検・検証し、市民へ公表すること。

（３）市民への説明

将来にわたって安全かつ健全な運営を維持していくためには、市民の理解が不可欠である。

料金改定の必要性について丁寧な説明をすることは当然であるが、日頃から上下水道事業における取組や課題、経営状況について、広く市民とのコミュニケーションに努め、分かりやすい情報発信により、理解の醸成を図ること。

（４）水道料金における令和 14 年度の料金改定

本審議会では、水道料金において経営戦略の計画期間を含む令和 18 年度までの料金水準について審議を行い、平均改定率 18%の値上げが必要であると判断しているが、「使用者負担の激変緩和」の観点から、令和 9 年度に平均改定率 13.3%、令和 14 年度に平均改定率 4.7%の二段階での改定が妥当であると判断した。ただし、令和 14 年度の改定については、現時点では、あくまで参考の目安であり、これを確約するものではない。令和 9 年度の料金改定の影響を踏まえ、必要に応じ改めて審議会に諮るなど、社会情勢を踏まえた慎重かつ適切な判断を行うこと。